

瑞浪市条例第18号

瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月30日

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例

瑞浪市手数料条例（平成12年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表14の部事務の種類欄中「14の項」を「13の項」に改め、同部4の項金額欄中「1枚につき」を「1名義、課税年度ごと5枚までにつき」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年9月7日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の瑞浪市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以降に申請を受理するものから適用し、同日前までに申請を受理したもののについては、なお従前の例による。